

●香川県警察本部告示第4号

香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県警察公印規程の一部を改正する規程

香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～6 略				1～6 略			
7 地方公務員法（昭和25年法律第261号）	第6条第1項～第22条第2項	略	略	7 地方公務員法（昭和25年法律第261号）	第6条第1項～第22条第2項	略	略
	第28条第1項及び第2項	職員の意に反する降任若しくは免職又は休職処分における被処分者に対する書面の交付（職員の分限に関する手続及び効果等に関する <u>条例第5条第1項</u> ）	略		第28条第1項及び第2項	職員の意に反する降任若しくは免職又は休職処分における被処分者に対する書面の交付（職員の分限に関する手続及び効果等に関する <u>条例第2条第1項</u> ）	略
第28条の3第2項～第49条第3項 略				第28条の3第2項～第49条第3項 略			
(1)～(6) 略				(1)～(6) 略			
(7) 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年香	第5条第1項	職員の意に反する降給の処分における被処分者に対する書面の交付	辞令書	(7) 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年香	第3条第2項	略	
	第6条第2項	略					

川県条 例第39 号)	
(8)~(10) 略	
8~36 略	

川県条 例第39 号)	
(8)~(10) 略	
8~36 略	

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。